

## 年頭にあたって

### ～櫻井雅之公営企業管理者あいさつ～



櫻井公営企業管理者

謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

日頃より宮城県企業局が経営する水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業及び地域整備事業につきまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、平成から令和に時代が移り、穏やかで良い年が送れることを願っておりましたが、後半に入りまして台風第19号の豪雨により、県内各地域で甚大な被害を受けました。お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

さて、今年は県震災復興計画の最終年度を控えておりますが、県ではこれまで様々な「創造的な復興」に向け取り組んでまいりました。

宮城県企業局では、「創造的な復興」の一つとして、100年先を見据えた持続可能な水道経営を目指し、水道用水供給、工業用水道及び流域下水道の水道3事業をコンセッション方式により一体的に管理運営する宮城県上下水一体官民連携運営事業、いわゆる「みやぎ型管理運営方式」の導入に向け取組を進めており、昨年の県議会11月定例会において、導入に係る「公営企業の設置等に関する条例」の改正を提案し、議決をいただいたところであります。

令和3年度からは、新たな県の総合計画である将来ビジョンがスタートいたしますことから、今年は次のステージに向け、しっかりと仕込みを行う年であると考えております。こうした中、今年3月には、「みやぎ型管理運営方式」の運営権者の募集を開始いたします。非常に息の長い20年間の制度設計を行っていくこととなりますので、応募者との競争的対話を通じて、より変化に柔軟に対応する制度を構築していくことが重要であると考えております。

「みやぎ型管理運営方式」は、令和4年4月からの事業開始を目指しておりますが、県民の皆様や市町村に対しましては、引き続き、進捗状況に合わせ節目節目において、丁寧で分かりやすい説明に努めてまいります。

今年も、安全・安心な水の安定的な供給と、地域整備事業を加えた4事業の健全経営に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。



みやぎ型管理運営方式実施方針  
民間事業者向け説明会 (R1. 12. 25)



企業局優良職員表彰式 (R1. 12. 27)

# ■宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

## <条例改正について>

導入を目指しております「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」について、昨年12月に閉会した県議会11月定例会において、導入の前提となる「公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」が可決されました。

### 1 改正条例の概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に基づき、公共施設等運営権を設定する事業（コンセッション事業）を実施する場合において定めるべき事項を「公営企業の設置等に関する条例」に盛り込む改正を行ったもの。

### 2 条例に定めるべき事項

条例に定めるべき事項は、PFI法に規定される以下の項目。

①民間事業者の選定の手続、②公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準、③公共施設等運営権者が行う業務の範囲、④利用料金に関する事項

### 3 条例の公布及び施行日

令和元年12月24日

## <実施方針策定・公表について>

条例の施行日に合わせ、9月に実施したパブリックコメントを踏まえとりまとめた「実施方針」を策定・公表しました。以下に、実施方針の主な内容を示します。

### 【対象事業】

以下に示す9事業

- 水道用水供給事業2事業  
（大崎広域水道用水供給事業、仙南・仙塩広域水道用水供給事業）
- 工業用水道事業3事業  
（仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業、仙台北部工業用水道事業）
- 流域下水道事業4事業  
（仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業、吉田川流域下水道事業）

### 【運営権、事業契約】

- 運営権は9事業ごと9つ設定し、一体的な運営を図るため、契約書は1つとする。
- 運営権設定施設は、場外の管路、マンホール、マンホール蓋、管路上にある手動弁、水管橋及びトンネルを除く一式とする。

### 【事業期間】

- 令和4年4月1日（予定）から20年間  
※ 災害や県の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、県及び運営権者の協議により5年の範囲内で両者が合意した期間だけ延長することができる。

### 【参加資格】

- 外国会社は、日本法人取得が必要。

### 【代表企業に求める要件】

- 事業の継続性を確保するため、資本金額の下限を定める。

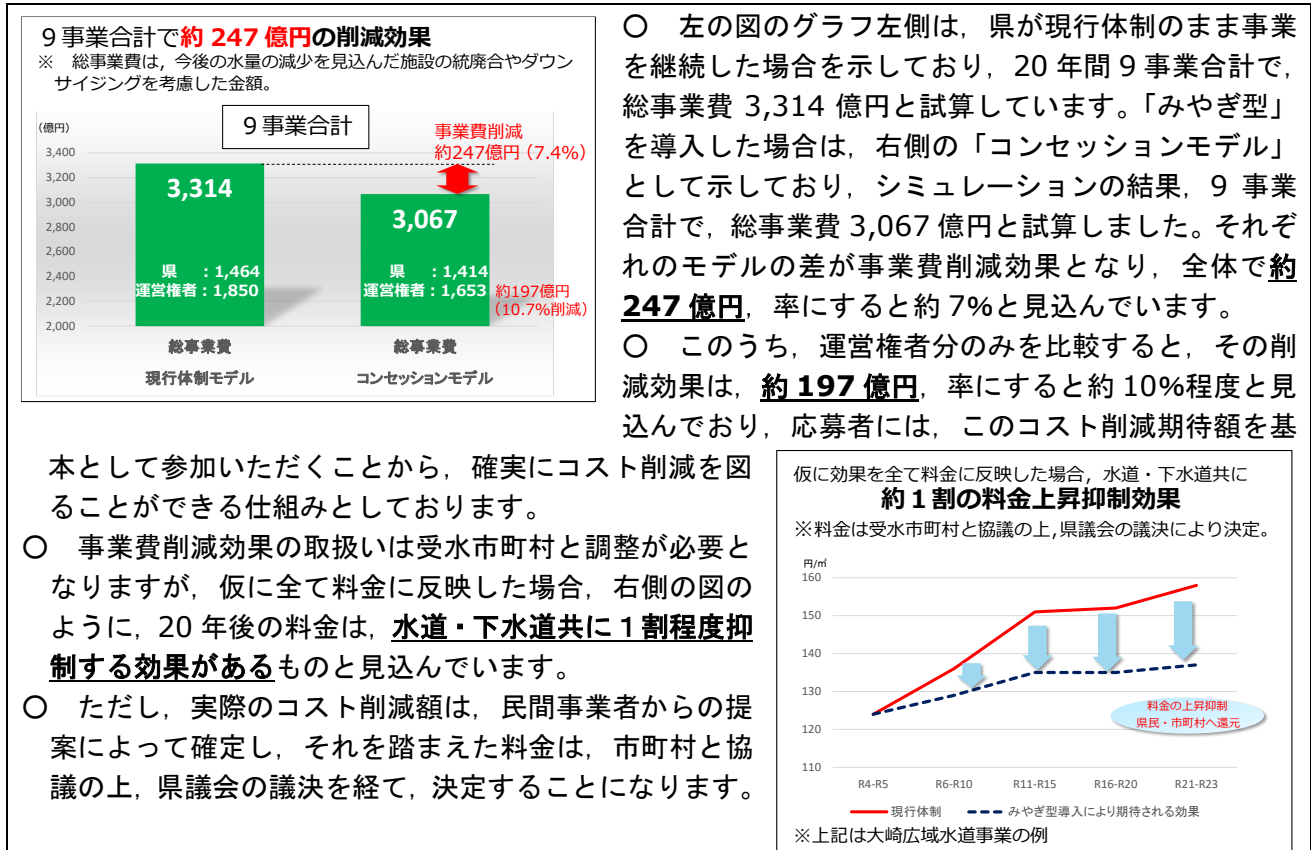
### 【実績要件】（※いずれも現在の委託・指定管理業務における条件を基本に設定）

水道事業	平成22年度以降、処理能力日量2.5万立法メートル以上の急速ろ過方式の浄水場施設における運転管理業務を元請として行った実績を同一施設で連続して3年以上有していること。
下水道事業	平成22年度以降、処理能力日量10万立法メートル以上の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場における水処理施設の維持管理業務を元請として行った実績を同一施設で連続して3年以上有していること。



## <導入効果について>

「みやぎ型管理運営方式」導入による事業費削減目標についても公表しました。導入により、9事業合計で約247億円の削減効果が見込まれます。内容を以下に示します。



## <要求水準やモニタリングの基本的な考え方について>

実施方針の策定・公表に合わせて、「みやぎ型管理運営方式」に係る要求水準やモニタリングの県の基本的な考え方を示しました。その内容は下記のとおりです。

### 【要求水準】

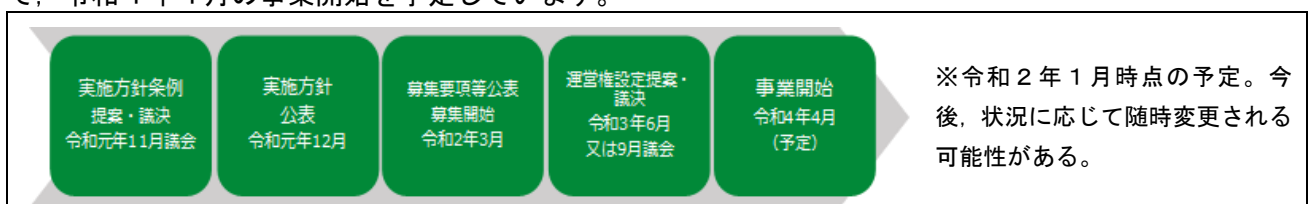
①水質	上水・工水・下水とも現在と同等の水質を求める。
②情報開示	公開する内容をあらかじめ県が指定して公開する仕組み。
③災害時対応	これまでどおりの体制で対応できる仕組み。
④財務	県が必要なチェック項目や書類を義務付ける。

### 【モニタリング】

運営権者によるセルフモニタリング、県によるモニタリング、(仮称)経営審査委員会によるモニタリングの3段階のモニタリング体制を構築し、運営権者による適切かつ確実な事業運営を確保する。モニタリングの結果については、毎年度、県のホームページにおいて公開する。

## <今後のスケジュールについて>

今後、令和2年3月には募集要項を公表し、事業者の募集を開始します。その後、約1年間かけて優先交渉権者を選定し、令和3年の6月議会又は9月議会を目標に、運営権設定案を提案し、議決を経た上で、令和4年4月の事業開始を予定しています。



## ■～福島県流域下水道 台風19号災害支援について～

企業局では、令和元年10月29日から11月15日の3週間に渡り、台風19号により被災した福島県阿武隈川上流流域下水道県北浄化センター（福島県伊達郡国見町）の復旧支援を行いました。

企業局からはのべ6名の職員を派遣し(1班2名×3回)、国土交通省、下水道事業団、仙台市と協力して復旧に向けた支援に取り組みました。

県北浄化センターは、台風19号の豪雨で破堤した阿武隈川から流れ出した洪水により施設全体が水没する甚大な被害を受け、浸水高さは約5mに達し、水処理設備をはじめとするセンター内設備のほとんどが故障・機能停止となりました。現地では、応急的に沈殿・消毒を行い放流水質を確保していましたが、流域マンホールから汚水があふれ出てしまう可能性があったことから、一刻も早く施設を復旧させる必要がありました。そのため、浄化センターでの応急的な水処理を継続しながら、復旧方針の策定、優先復旧施設の選定、設備メーカーへの個別ヒアリング、設計事務所との打ち合わせ等、段階的な復旧支援を実施しました。

令和元年11月末には復旧の第1段階が完了し、簡易的な生物処理ができるようになりました。1月現在、福島県では、本復旧に向けた機器の手配に取り掛かっている状況で、復旧は着実に進んでおり、放流水質も安定しているとの報告を頂いています。



### < 企業局からのお知らせ >

令和元年11月22日に企業局新任職員研修会を実施しました。

企業局では、組織の活性化及び職員の人材育成を図るため、「企業局職員研修計画」を策定し、職場内研修のほか、派遣研修を含めた職場外研修を実施しています。「みやぎ型管理運営方式」導入後は、県が運営権者の業務をモニタリングすることになるため、人材育成と技術継承を図っていくことが非常に重要です。

今後も県民・ユーザーの皆様への安全・安心な水道供給をはじめ、流域下水道や地域整備事業の着実な運営に向けて、ベテラン・若手の知識や技術を共有し、職員一丸となって業務に取り組んでまいります。



【第21号編集担当・お問い合わせ先】

公営事業課 総務班 佐藤 俊輔

電話：022-211-3413

E-mail：kigy@pref.miyagi.lg.jp

【企業局の情報はこちら】

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/16.html>

【メビウスのバックナンバーはこちら】

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/mebiusu.html>